

愛知県立大学と長久手市教育委員会の連携協力に関する協定書

(守秘義務)

第 6 条 甲と乙の双方は、この協定に基づく活動において、相手側から知り得た秘密事項について、協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対して開示又は漏洩してはならないものとする。ただし、相手方の承諾を得ている場合は、この限りではないものとする。

(有効期間)

第 7 条 この協定の有効期間は協定締結の日から 2024 年 3 月 31 日とする。ただし、この協定書の有効期間満了日の 1 か月前までに甲乙いずれからも改廃の申入れがないときは、更に 1 年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協定の廃止)

第 8 条 平成 19 年 9 月 19 日付けで締結したボランティア学生の派遣に関する協定は、廃止する。

(雑則)

第 9 条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、またはこの協定に定めるもののほかに合意の必要が生じたときは、双方協議のうえ、新たに定めるものとする。

この協定は、甲乙双方の代表者の署名をもって有効となる。

なお協定書は 2 通作成し、甲と乙がそれぞれ 1 通を保有するものとする。

(目的)

第 1 条 この協定は、甲と乙が学校間連携をはじめ、教育分野で相互に密接な連携協力をすることにより、両者の教育・研究の充実と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(連携協力事項)

第 2 条 前条の規定に基づき、連携して実施する事項は、次のとおりとする。

- (1) 学生等による小学校等の教育活動の支援に関すること
- (2) 教職員養成における協力に関すること
- (3) 教職員の資質向上に関すること
- (4) スクールソーシャルワーカー及び教職員への指導助言、研修等に関すること
- (5) 教育上の諸問題に係る調査及び研究に関すること
- (6) その他甲と乙が必要と認める事項

(連携の方法)

第 3 条 甲と乙とは、連携に当たってそれぞれの教職員の派遣及び受入れについて協力するとともに、自らの有する施設等の利用についても、業務に支障のない範囲で双方便宜を供するものとする。

(経費)

第 4 条 甲と乙の連携協力に伴う経費は、原則として各自が負担する。ただし、特別に教職員の派遣及び受入れを要請した場合は、要請した側がその経費を負担する。

(連携協力窓口)

第 5 条 甲及び乙は、この協定による連携の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定めるとともに、必要に応じて協議を実施するものとする。

2023 年 3 月 27 日

(甲) 愛知県立大学学長

(乙) 長久手市教育委員会教育長

又富木原 玲

大澤孝明